

糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業委託
事業者募集要領（令和6年度契約）

令和6年4月

糸島市子ども教育部子育て支援課

1 趣旨

糸島市では、日中家族等から家事や育児の支援が受けられない家庭や養育支援が必要な家庭にヘルパー等を派遣し、家事及び育児支援をおこなうことで、育児不安や負担の軽減を図り、もって虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的として、産前・産後ヘルパー派遣事業を実施します。令和6年度の受託事業者を下記のとおり募集します。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業

(2) 実施区域

糸島市全域又は特定の糸島市内の地域を指定して実施することもできます。

(3) 募集期間

令和6年4月5日～令和6年4月26日

※応募状況を踏まえ、募集期間を延長する場合があります。

(4) 事業の実施方法

糸島市と実施事業者で委託契約を締結して実施します。

(5) 事業の実施期間（契約期間）

契約締結日～令和7年3月31日

※審査の結果、受託事業候補者として決定した後、個別に契約締結日を決定し、契約を締結します。

3 事業の内容

本事業は、下記（1）に掲げる対象者にヘルパーを派遣し、下記（2）に掲げるサービスを提供するものです。

(1) 事業の対象者 ①必須②③いずれか該当

①妊娠中または概ね1歳未満の乳児がいる家庭

②日中、家族等から家事や育児の支援が受けられない人

③育児不安や育児負担感等があり、支援が必要な人

(2) サービス内容

区分	サービス内容
①家事援助	ア 食事の準備及び後かたづけ イ 衣類の洗濯、補修 ウ 居室等の掃除、整理整頓 エ 生活費需品の買い物 オ その他必要な家事援助
②育児援助	ア 授乳の準備補助、介助 イ 沐浴の準備及び後かたづけ ウ 乳児及びきょうだい児の見守り エ 地域等の子育て情報の提供 オ 関係機関との連絡 カ その他必要な育児援助

※事業の詳細は、別紙「糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業委託仕様書」をご参照ください。

4 受託業務内容について

受託業務内容については、別添仕様書（案）のとおりとする。

5 費用について

(1) 委託料

① 登録手数料

糸島市は、利用登録1件につき、登録事務手数料2,000円（消費税及び地方消費税含む）を受託事業者に支払います。

② 利用料

糸島市は、サービス1時間につき、利用料3,000円（消費税及び地方消費税含む）から表1の利用者負担額を控除した額を受託事業者へ支払います。

(表1)

世帯区分	利用者負担額（1時間あたり）
生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円
その他の世帯	500円

(2) キャンセル料

利用希望者の都合によりサービスの提供ができなかった場合のキャンセル料については、表2に定める額を上限に受託事業者が定め、利用希望者から徴収することができます。

(表2)

利用希望者の都合によりヘルパーの派遣が中止された場合の利用者負担額	
訪問日の前営業日17時までに受託事業者へ連絡があった場合	0円
上記以降に受託事業者へ連絡があった場合	2,000円
当日訪問出発前までに受託事業者へ連絡がなく、訪問した場合	2,000円 +交通費等の実費相当額

6 事業者の要件

次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）等であり、糸島市内又は糸島市内に隣接する市町村に事業所があること。
- (2) 同種又は類似の事業の実績が1年以上あること。
- (3) 事業を継続的に運営でき、育児又は家事を援助するサービスを提供する地区に十分に対応できること。
- (4) 家事援助と育児援助の両方のサービスを提供することができること。
- (5) 業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、事業者がその負担と責任において処理を行うために、必要な補償保険等に加入すること。
- (6) ヘルパーとして派遣可能な従事者を複数名有していること。なお、派遣するヘルパーは次のア及びイに掲げる要件を満たしていること。
 - ① 自ら子育てをした経験のある者、又は子育てに関する事業に従事した経験のある者、又は保健師、助産師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者

研修、介護福祉士のいずれかの資格を有するものであること。

- ② 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- ③ 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者。

7 応募方法

（1）応募書類の配布

- ① 配布場所 「9 問い合わせ先」に同じ。
 - ② 配布時間 市役所開庁日の午前 9 時～午後 5 時まで
- ※ 来庁の際は、事前に担当課「9 問い合わせ先」までご連絡ください。
- ※ 応募書類は、糸島市ホームページからもダウンロード可能です。

（2）応募書類の提出

- ① 提出方法
郵送又は持参によりご提出ください。
- ※ 持参する場合は、事前に担当課「9 問い合わせ先」までご連絡のうえ、市役所開庁日の午前 9 時～午後 5 時までに持参してください。
- ② 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

（3）応募書類

- ① 糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業者応募申込書 （様式 1）
- ② 糸島市産前・産後ヘルパー派遣事業実施計画書 （様式 2）
- ③ 従業員名簿 （様式 3）
- ④ 事業者の概要 （様式 4）
- ⑤ 役員名簿 （様式 5）
- ⑥ 定款、会則等（写し）
- ⑦ 市税に滞納がない証明書

（4）応募上の注意事項

- ① 応募書類は 2 部（原本 1 部、写し 1 部）提出してください。
- ② 役員名簿について、糸島市暴力団排除条例に基づき、糸島市の事務事業から暴力団を排除するために、警察への照会、確認を行うことに使用します。
- ③ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担となります。
- ④ 提出された書類については、返却しません。
- ⑤ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 応募資格

次のすべての項目に該当する者とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者ではないこと。
- ② この募集要領の応募期間において、糸島市から糸島市指名停止等措置規定に基づく指名停止の措置を受けている期間がある者でないこと。
- ③ この募集要領の応募期間において、糸島市指名停止等措置規定に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続きの申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経常状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主な活動目的としてない者であること。
- ⑦ 役員等（事業者が法人である場合はその法人の役員又はその支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者、事業者が個人である場合その者をいう。）が、糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号及び 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

8 審査及び結果の通知

応募書類及び必要時ヒアリング等により審査を行い、受託事業候補者を決定します。なお、審査の結果は応募者に通知します。

9 問い合わせ先

〒819-1192 福岡県糸島市前原西 1 丁目 1-1

糸島市子ども教育部子育て支援課 担当 木村、清水

電話 092-332-2095 FAX 092-321-1139

E-mail kosodate@city.itoshima.lg.jp